

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

障害福祉課

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

長寿社会課

【公告】

○ 岡山県医療審議会からの答申

医療推進課

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ ” ” ”

” ” ”

○ 土地区画整理組合の解散認可

都市計画課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 落札者等の決定

警察本部会計課

【海区漁業調整委員会】

○ 第五百十四回岡山海区漁業調整委員会の開催

海区漁業調整委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年十一月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労移行支援事業所MOS S

2 所在地

瀬戸内市長船町飯井一五二三番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社MOS S

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市邑久町大富四一九番地

三 廃止年月日

平成二十九年十一月十日

四 事業所番号

三三一―二〇〇一七八

五 サービスの種類

就労移行支援

平成29年11月14日 岡山県公報 第11940号

◎岡山県告示第五百四十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年十一月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

コトブキヤ リブローケア

2 所在地

岡山県赤磐市下市四九二一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社寿屋タンス店

2 所在地

岡山県赤磐市下市四九二一

三 廃止年月日

平成二十九年十二月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一〇四〇

五 サービスの種類

福祉用具貸与

特定福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与

特定介護予防福祉用具販売

〔四七七〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十九年十一月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十九年九月十四日

二 答申を受けた年月日

平成二十九年十月三十一日

三 諮問及び答申の事項

医療法人の設立及び解散の認可並びに社会医療法人の認定について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前
県民局及び岡山県備前県民局において閲覧することができる。

〔四七八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン邑久

所在地 瀬戸内市邑久町尾張字東樋口二六八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）届出書別紙一に記載のとおり

（変更後）届出書別紙一に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十七年六月六日ほか

二 届出年月日

平成二十九年十月二十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年十一月十四日から平成三十年三月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四七九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山陽

所在地 赤磐市下市四七三番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）届出書別紙一に記載のとおり

（変更後）届出書別紙一に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十六年四月二十四日ほか

二 届出年月日

平成二十九年十月二十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年十一月十四日から平成三十年三月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四八〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン井原

所在地 井原市下出部町二丁目一番一三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）届出書別紙一に記載のとおり

（変更後）届出書別紙一に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十九年七月二十日ほか

二 届出年月日

平成二十九年十月二十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年十一月十四日から平成三十年三月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四八一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめマート美作

所在地 美作市檜原下字土屋敷一二六八番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）届出書別紙一に記載のとおり

（変更後）届出書別紙一に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十六年五月二日ほか

二 届出年月日

平成二十九年十月二十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年十一月十四日から平成三十年三月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成29年11月14日 岡山県公報 第11940号

〔四八二〕土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

平成二十九年十一月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 組合の名称

赤磐市河本土地区画整理組合

二 事務所の所在地

赤磐市河本九八二番地

三 解散の事由

事業の完成による

四 解散認可年月日

平成二十九年十一月八日

〔四八三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西郡字井領八五六―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山六七―三ポム・ダムールB二〇一号

井手 孝明

井手 慶子

三 許可番号

岡山県指令建指第一七七号

平成29年11月14日 岡山県公報 第11940号

〔四八四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十九年十一月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

岡山県警察ネットワーク端末 七三八式

二 借入期間

平成三十年二月一日から平成三十五年一月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十九年十月十九日

五 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目一五番三号

六 落札金額

一月当たり一、三六二、〇九六円（うち消費税額及び地方消費税の額一〇〇、八九六円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十九年九月五日

◎岡山海区漁業調整委員会公示第四号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百十四回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十九年十一月十四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧雄

一 日時 平成三十年一月十九日（金）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 岡山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について

第二号議案 委員会指示について

第三号議案 漁業許可の有効期間の短縮について

第四号議案 関係各連合海区漁業調整委員会について